

【厚生労働委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出11件（うち衆議院継続2件）、衆議院提出（厚生労働委員長）2件（うち本院継続1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願33種類403件のうち、5種類46件を採択した。

〔法律案の審査〕

独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案及び社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案の8法案は、いずれも特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するためのものである。このうち、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案を除く7法案は、それぞれ現行の特殊法人等を独立行政法人に移行することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

また、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案は、社会保険診療報酬支払基金を民間法人化するため、基本金に関する規定の廃止等所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、上記の8法案を一括して議題とし、独立行政法人に移行することの意義及びその業績評価の重要性、役員の選任と報酬の在り方、支払基金を民間法人化する必要性等について質疑が行われた。8法案に対する質疑を終局し、一括して討論に入ったところ、日本共産党を代表して小池委員より8法案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、順次採決の結果、8法案は、いずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案に対し4項目、残りの7法案に対し、一括して14項目にわたる附帯決議が付された。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を解散し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、あわせて生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済に関する業務を当該機構に行わせようとするものである。

委員会においては、医薬品等の審査、研究開発振興、被害者救済等の業務を同一機構で行うことの是非、役職員の採用及び配置の在り方、安全対策業務における迅速かつ的確な対応の必要性、生物由来製品感染等被害救済制度の円滑な実施等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。質疑を終局し、討論に入ったところ、民主党・新緑風会を代表して山本理事より反対、自由民主党・保守党及び公明党を代表して中島理事より賛成、日本共産党を代表して小池委員より反対、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の森委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員より反対する旨の意見がそ

れぞれ述べられた。討論の後、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、7項目にわたる附帯決議が付された。

また、本法律案の審査に関連して、政府に対し、医薬品医療機器総合機構の業務から研究開発振興業務を早急に分離すること等を求める決議が行われた。

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案は、第154回国会において衆議院で継続審査に付されたものであり、近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て支援の充実、就業支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の総合的な対策を推進しようとするものである。

委員会においては、実効ある就業支援策の必要性、養育費確保のための施策の在り方、児童扶養手当の一部支給停止措置の是非等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。質疑を終局した後、民主党・新緑風会を代表して、山本理事より、児童扶養手当法第13条の2第1項の政令を定めるに当たり、父の児童に対する扶養義務の履行の状況、受給資格者の就職の状況等を勘案しなければならない旨の規定を加えることを内容とする修正案が提出された。次いで討論に入ったところ、日本共産党を代表して小池委員、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員より、それぞれ原案及び修正案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、5項目にわたる附帯決議が付された。

独立行政法人国立病院機構法案は、第154回国会において衆議院で継続審査に付されたものであり、国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除く国立病院・療養所を独立行政法人に移行させるため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、国立病院・療養所を独立行政法人化することの意義、担うべき政策医療の範囲と地域医療との関係、各病院における自主性確保の必要性等について質疑が行われた。次いで討論に入ったところ、日本共産党を代表して井上委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、12項目にわたる附帯決議が付された。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案は、北朝鮮当局によって拉致された被害者が、本邦での生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情にかんがみ、被害者及び被害者の家族の支援に関する国等の責務を明らかにするとともに、被害者等の自立を促進し、拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講じようとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、拉致被害者等給付金の金額の水準と支給期間の妥当性、中国残留邦人等への支援策の在り方等について質疑が行われた。質疑を終局した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案は、第154回国会において衆議院から提出され、本院で継続審査となっていたものであり、社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化にかんがみ、国民の利便性の向上等に資するため、社会保険労務士法人制度を創設するとともに、社会保険労務士の業務及び社会保険労務士会等の会則に関する規定の見直し等を

行おうとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、社会保険労務士の今後の業務の在り方、労働争議不介入規定を削除することの是非、社会保険労務士試験の現状と見直しの必要性等について質疑が行われた。質疑を終局した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

10月29日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、臓器移植に関する件を議題とし、坂口厚生労働大臣から臓器の移植に関する法律に対する附帯決議に基づき、臓器移植の実施状況等について報告を聴取した。

10月31日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、医療制度改革による可処分所得の減少が経済に与える影響、医療費に対する国庫負担の在り方、平成14年度診療報酬改定を再改定する必要性、社会保険病院の見直しの在り方、高齢者の患者自己負担割合が所得によって異なることの是非、社会保険診療報酬支払基金における業務運営の在り方、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の在り方、歯科医師の臨床研修必修化に向けた取組、雇用対策に関わる各種助成金の効率性と有効性、中高年齢者への雇用対策の在り方、難病性の貧血に使用されるアナドロールの製造中止の経緯と代替薬の実情等について質疑が行われた。

11月5日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、不良債権処理が雇用失業情勢に及ぼす影響、経済成長率と失業率との関係、中長期的な雇用対策の必要性、障害者に関する新長期計画と障害者プランについての評価、新障害者基本計画と新障害者プラン作成に向けた政府の取組、日雇労働者に係る所得税の源泉徴収の在り方、設立予定の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の名称に「被害救済」の文言を入れる必要性、放課後児童健全育成事業の在り方、高齢者の患者自己負担割合の所得による差異の弊害を是正する必要性、ホームヘルパーの労働条件改善の必要性、老人医療における高額医療費償還払い方式の手続き簡素化に向けた政府の取組、ポリオ生ワクチンによる二次感染被害者に対する救済措置の必要性、改正薬事法に基づく省令事項制定の進捗状況、雇用・能力開発機構が管理する勤労者福祉施設の移譲・廃止の在り方、食の安全に対する取組の在り方、パートタイム労働者の均衡処遇ルールを法制化する必要性等について質疑が行われた。

11月14日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、社団法人全国社会保険協会連合会の事業等の現状と見直しの必要性、社会保険病院の在り方を抜本的に見直す必要性、不良債権処理の加速に伴う労働市場への影響と雇用対策の在り方、低成長下における雇用政策の在り方と雇用重視型社会に向けた政府の取組、研修医の賃金水準を維持させるための財源確保の必要性、臨床研修指導医の在り方、在宅の筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者に対する医療の在り方、緊急地域雇用創出特別交付金事業の現状と運用改善の必要性、介護保険における費用負担の在り方、家族介護に対する支援の在り方、労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金の現状と今後の在り方、いわゆる健康食品問題に対する厚労省の取組状況と今後の対応策、多様就業型ワークシェアリングが浸透しない理由と今後の対応策等について質疑が行われた。

12月12日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、独立行政法人医薬品医療機器

総合機構の在り方に関する件を議題とし、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の在り方に関する決議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 臓器移植に関する件について坂口厚生労働大臣から報告を聴いた。

○平成14年10月31日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済動向と医療費支出に関する件、診療報酬再改定に関する件、社会保険診療報酬支払基金の民間法人化に関する件、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の在り方に関する件、雇用対策の在り方に関する件等について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、木村厚生労働副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月5日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用情勢に対する現状認識と今後の雇用対策の在り方に関する件、新障害者基本計画と新障害者プラン策定に向けた取組に関する件、日雇労働者に係る所得税源泉徴収の在り方に関する件、放課後児童健全育成事業の在り方に関する件、ポリオワクチン接種に係る健康被害発生防止対策に関する件、改正薬事法に基づく省令事項制定の進捗状況に関する件、パートタイム労働研究会報告書の取扱いに関する件等について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、高市経済産業副大臣、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第154回国会衆第43号）について提出者衆議院厚生労働委員長坂井隆憲君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月7日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第154回国会衆第43号）について提出者衆議院厚生労働委員長代理長勢甚遠君、坂口厚生労働大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

（第154回国会衆第43号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

○平成14年11月14日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社団法人全国社会保険協会連合会の運営の在り方に関する件、社会保険病院の見直しに関する件、雇用対策に関する件、医師の臨床研修制度の在り方に関する件、在宅のALS患者に対する医療の在り方に関する件、介護保険制度における国庫負担の在り方に関する件、家族介護に対する支援策に関する件、食品の安全対策に関する件、多様就業型ワークシェアリングに対する取組に関する件等について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第66号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第66号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月21日（木）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第66号）（衆議院送付）について参考人財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会会長黒武者キミ子君、明治学院大学社会学部教授・ボランティア国際年推進協議会代表山崎美貴子君、愛知県立大学文学部助教授須藤八千代君、会社員小山田智枝君、「ハンド・イン・ハンドの会」大阪世話人渡部梢君及び神戸学院大学人文学部教授神原文子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第66号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、増田法務副大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第154回国会閣法第66号） 賛成会派 自保、民主、公明
反対会派 共産、国連、社民

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）
- 独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）
- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）
- 独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）
以上9案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月26日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）
独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）
独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）
独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）
以上9案について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、木村厚生労働副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月28日（木）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）
独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）
独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）
独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）
以上9案について坂口厚生労働大臣、若松総務副大臣、鴨下厚生労働副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人産業安全研究所理事長尾添博君に対し質疑を行った。

○平成14年12月2日（月）（第10回）

- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）について参考人財団法人日本薬剤師研修センター理事長内山充君、日本製薬団体連合会会長藤山朗君、スモンの会全国連絡協議会議長高橋豊榮君、NPO法人医薬ビジランスセンター

理事長濱六郎君及びスティーブンス・ジョンソン症候群患者の会湯浅和恵君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月3日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長坂井隆憲君から趣旨説明を聴き、同君、坂口厚生労働大臣、安倍内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第5号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

- 独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）
 - 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
 - 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）
- 以上9案について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月5日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）
 - 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
 - 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）
- 以上9案について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、森田厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本労働研究機構理事長齋藤邦彦君及び医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構理事長宮島彰君に対し質疑を行い、
- 独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）

以上8案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第28号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部

反対会派 共産、国連の一部、社民

（閣法第29号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部、社民

反対会派 共産、国連の一部

（閣法第30号）賛成会派 自保、公明、国連の一部、社民

反対会派 民主、共産、国連の一部

（閣法第31号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部、社民

反対会派 共産、国連の一部

（閣法第32号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部、社民

反対会派 共産、国連の一部

（閣法第33号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部、社民

反対会派 共産、国連の一部

（閣法第34号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部、社民

反対会派 共産、国連の一部

（閣法第36号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連、社民

なお、独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）、独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）、独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）について、

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について、それぞれ附帯決議を行った。

- 独立行政法人国立病院機構法案（第154回国会閣法第83号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月10日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国立病院機構法案（第154回国会閣法第83号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月12日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国立病院機構法案（第154回国会閣法第83号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第154回国会閣法第83号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部
反対会派 共産、国連の一部、社民

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の在り方に関する決議を行った。
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第35号）賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、社民

なお、附帯決議を行った。

- 請願第432号外45件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第17号外356件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、労働福祉事業団を解散して独立行政法人労働者健康福祉機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

(1) 名称は、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）とする。

(2) 機構は、療養施設等の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 資本金

機構の資本金は、政府から機構に出資があつたものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 役員

機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができる。

4 主な業務

(1) 療養施設、健康診断施設等の設置及び運営を行う。

(2) 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行う施設の設置及び運営を行う。

(3) 未払賃金の立替払事業を行う。

5 長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券

機構は、施設の設置等に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人労働者健康福祉機構債券を発行することができる。

6 その他

(1) 労働福祉事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立時に解散する。

(2) 機構は、暫定業務として、一定の療養施設の移譲等の業務、機構の成立の際現に事業団が設置している施設で政令で定めるものの移譲等の業務、事業者に対し安全衛生保持のため、貸し付けられた資金に係る債権の管理等の業務を行う。

(3) 労働福祉事業団法は、廃止する。

7 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、独立行政法人の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。
- 2 独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 3 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了時においては、民間に委ねられるものは民間に委ねるとの原則の下、独立行政法人による業務継続の必要性及び組織形態の在り方を厳正に評価すること。
- 4 独立行政法人に対する財源措置については、独立行政法人の経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にすること。また、剰余金の取扱いについては、使途に疑念が生じることがないよう厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保させるときは、その理由を明らかにすること。
- 5 独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。
- 6 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役員及び職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員並びに他の独立行政法人の役員及び職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 7 独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。
- 8 独立行政法人労働者健康福祉機構については、次の措置を講ずること。
 - (1) 労災病院については、労災疾病の研究機能を有する中核病院を中心に具体的な再編計画を機構の設立までに策定し、労災疾病を専門に取り扱う病院による勤労者医療のネットワーク化を図ること。再編計画の対象外となる労災病院については、廃止又は地域医療機関として必要なものは民営化若しくは民間・地方に移管すること等について慎重に検討すること。
 - (2) 休養施設、労災保険会館については、最終処理の終期を明示して、速やかに廃止すること。
- 9 独立行政法人福祉医療機構については、次の措置を講ずること。
 - (1) 社会福祉事業施設融資については、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示を、引き続き、適切に実施すること。また、病院等融資については、民業補完の観点から、

融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件を適切に見直すこと。

(2) 年金担保小口資金貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努めること。他方、違法な年金担保融資に対しては、年金受給権の実質的な保護を図るための厳正な方策を検討すること。

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業については、介護保険における民間事業者との公平を図る観点から、助成の在り方を見直すこと。

10 独立行政法人労働政策研究・研修機構については、次の措置を講ずること。

(1) 機構が行う調査研究については、労働問題に係る政策研究機能に純化すること。また、研究成果に対する厳格な外部評価を実施するとともに、研究成果や外部評価の結果を公表するなど、研究評価体制を整備すること。

(2) 今後の労働政策研究の在り方については、他の政策研究機関が行っている政策研究との連携、調整を強化すること。

11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園については、次の措置を講ずること。

のぞみの園については、重度知的障害者のモデル的な事業を行う施設となるよう明確に位置付けること。また、より小規模の集団に分けた処遇が行えるよう内部体制の整備を図るとともに、職員の交流や運営の活性化を推進するため、民間の研究者等の任期付き採用、外部委託の拡大等について検討すること。

12 独立行政法人勤労者退職金共済機構については、次の措置を講ずること。

(1) 退職金共済事業については、加入企業及び被共済者が制度の運営及び積立金運用の状況を的確に把握できるよう、情報の公開を一層進めるとともに、独立行政法人評価委員会とは別に、加入企業及び被共済者のための外部評価システムを導入し、事業運営の透明化を図ること。

(2) 役員については、資産運用等制度運営に係る責任の明確化を図ること。また、基本ポートフォリオの作成に当たっては、外部の専門家の意見を聞くなど、資産運用管理体制の充実強化を図ること。

13 独立行政法人雇用・能力開発機構については、次の措置を講ずること。

(1) 在職者訓練については、地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、真に高度なもののみ限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止すること。離職者訓練については、民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、その地域において民間では実施できないもののみ限定して実施すること。また、職業能力開発大学校については、時代の変化に対応した効率的、効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方を見直すとともに、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図ること。

(2) サンプラザ、スパウザ等の勤労者福祉施設については、できるだけ早期に譲渡等すること。また、移転就職者用宿舎については、入居者に適切な負担を求める等の措置を講じつつ、現に入居者がいることを踏まえ、地方自治体等への円滑な譲渡を促進するための条件整備に努めること。

- (3) 雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金については、雇用・能力開発機構を経由した方が合理的、効率的であることが明らかな場合を除き、国が直接交付することとするとともに、不正受給に対しては厳正に対処すること。
- 14 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構については、次の措置を講ずること。
- (1) 中期目標の設定に当たっては、障害者の実雇用率の向上を図るため機構の行う職業リハビリテーションに係る目標を明記すること。また、障害者雇用納付金制度については、障害者の実質的な雇用に結び付くよう、積立金の有効な活用を図ること。
- (2) 障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害の種類や程度、特性等に配慮し、グループ就労、在宅就労等の様々な形態での就労も念頭に置きつつ、評価方法等の検討を行い、外部評価を含む適切な業績評価システムを導入すること。
- 右決議する。

独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、社会福祉・医療事業団を解散して独立行政法人福祉医療機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

- (1) 名称は、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通、社会福祉事業に関する必要な助成等を行い、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るとともに、厚生年金保険制度等に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。

2 資本金

機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内で、機構に追加して出資することができる。

3 役員

機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができる。

4 主な業務

- (1) 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の設置等に必要な資金の貸付け及び経営診断又は指導を行う。
- (2) 社会福祉振興事業を行う者に対し、必要な資金の貸付け及び助成を行う。
- (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当金の支給に関する業務を行う。
- (4) 心身障害者扶養保険事業に関する業務を行う。
- (5) 厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づく年金受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う。

5 長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券

- (1) 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福祉医療機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。
- (2) 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができる。

6 その他

- (1) 社会福祉・医療事業団は、機構の成立時に解散する。
- (2) 社会福祉・医療事業団法は、廃止する。

7 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、日本労働研究機構を解散するとともに従来労働研修所が行ってきた事務を移管して独立行政法人労働政策研究・研修機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

- (1) 名称は、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、労働に関する総合的な調査及び研究等を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。

2 資本金

機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 役員

機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができる。

4 主な業務

- (1) 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等を行う。
- (2) 労働問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣する業務を行う。
- (3) (1)に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行う。
- (4) 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行う。

5 その他

(1) 日本労働研究機構は、機構の成立時に解散する。

(2) 日本労働研究機構法は、廃止する。

6 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、心身障害者福祉協会を解散して独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

(1) 名称は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）とする。

(2) のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための総合的な支援の提供等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 資本金

のぞみの園の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、のぞみの園に追加して出資することができる。

3 役員

のぞみの園に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができる。

4 主な業務

(1) 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供する施設を設置し、運営する。

(2) 知的障害者が自立するための効果的な支援方法に関する調査及び研究等を行う。

(3) 知的障害者の支援業務に従事する者の養成及び研修を行う。

5 その他

(1) 心身障害者福祉協会は、のぞみの園の成立時に解散する。

(2) 心身障害者福祉協会法は、廃止する。

6 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、勤労者退職金共済機構を解散して独立行政法人勤労者退職金共済機構を設立するため、その名称、目的等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

- (1) 名称は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、中小企業の従業員に係る退職金制度を運営することを目的とする。

2 役員

機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができる。

3 その他

勤労者退職金共済機構は、機構の成立時に解散する。

4 施行期日

この法律は、一部を除き平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、雇用・能力開発機構を解散して独立行政法人雇用・能力開発機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

- (1) 名称は、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上等を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

2 資本金

機構の資本金は、政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 役員

機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事5人以内を置くことができる。

4 主な業務

- (1) 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供等の援助を行うための施設の設置及び運営を行う。
 - (2) 建設業の事業主及びその雇用する労働者に対し、労働者の雇用管理等に関する研修、及び雇用管理の改善について助言を行う。
 - (3) 公共職業訓練の実施及び事業主等の行う職業訓練の援助を行う。
 - (4) 労働者の自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者等に対する相談その他の援助並びに労働者の教育訓練等を行う事業主に対する助成を行う。
 - (5) 勤労者の財産形成を促進するための助成金等の支給及び持家取得資金等の融資業務を行う。
- 5 借入金及び雇用・能力開発債券
- 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は雇用・能力開発債券を発行することができる。
- 6 その他
- (1) 雇用・能力開発機構は、機構の成立時に解散する。
 - (2) 雇用・能力開発機構法は廃止する。
- 7 施行期日
- この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、日本障害者雇用促進協会を解散して独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法人の名称及び目的
 - (1) 名称は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）とする。
 - (2) 機構は、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営等の業務を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
- 2 資本金
機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 3 役員
機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事5人以内を置くことができる。
- 4 主な業務

- (1) 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主等に対して給付金を支給する。
- (2) 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主等に対して相談その他の援助を行う。
- (3) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行う。
- (4) 障害者職業センターの設置及び運営を行う。
- (5) 障害者職業能力開発校の運営を行う。
- (6) 障害者雇用納付金関係業務を行う。

5 その他

日本障害者雇用促進協会は、機構の成立時に解散する。

6 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を解散して独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

- (1) 名称は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、並びに国民の健康の保持増進に寄与する医薬品技術等の研究及び開発を振興するとともに、医薬品等の有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

2 資本金

機構の資本金は、その設立に際し、政府が出資する金額及び政府から出資があったものとされた金額の合計額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資できる。

3 役員

機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができる。

4 主な業務

- (1) 医薬品の副作用による健康被害の救済に関する業務を行う。
- (2) 生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済に関する業務を行う。
- (3) 医薬品技術及び医療用具等技術に関する基礎的研究及びその成果を普及する等の業

務を行う。

(4) 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具に関する試験研究のための助成金の交付等の業務を行う。

(5) 行政庁の委託を受けて医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（以下「医薬品等」という。）の承認に係る審査等を行う。

(6) 医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に関する業務を行う。

5 長期借入金

機構は、副作用救済給付業務及び感染救済給付業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

6 その他

(1) 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構は、機構の成立時に解散する。

(2) 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法は、廃止する。

7 施行期日

この法律は、一部を除き平成16年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、独立行政法人の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。
- 2 独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 3 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了時においては、民間に委ねられるものは民間に委ねるとの原則の下、独立行政法人による業務継続の必要性及び組織形態の在り方を厳正に評価すること。
- 4 独立行政法人に対する財源措置については、独立行政法人の経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にすること。また、剰余金の取扱いについては、使途に疑念が生じることがないように厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保させるときは、その理由を明らかにすること。
- 5 独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。
- 6 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役員及び職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員並びに他の独立行政法人の役員及び職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよ

う努めること。

- 7 独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

右決議する。

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、社会保険診療報酬支払基金を民間法人化するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 政府の拠出を含む基本金に関する規定を廃止する。
- 2 理事の選任について、厚生労働大臣の委嘱を廃止し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）において選任し、厚生労働大臣が認可する。
- 3 基金の業務に、基金の設立目的を達成するために必要な業務を加えるとともに、当該業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 4 毎事業年度末に厚生労働大臣に提出する財産目録及び事業状況報告書について、厚生労働大臣の承認を廃止する。
- 5 基金は、施行日に、改正前の規定により政府が基金に拠出した額に相当する金額を国庫に納付し、政府以外の保険者が基金に拠出した額に相当する金額を当該政府以外の保険者に返還しなければならない。
- 6 この法律は、一部を除き平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 民間法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、支払基金の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。
- 2 民間法人への移行後においても、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。また、支払基金の役員の報酬及び退職手当については、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。
- 3 民間法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。
- 4 レセプト審査の在り方については、情報公開を進め、透明性を高めることにより、審査の公平・公正性に対する国民の信頼の確保を図ること。

右決議する。

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、近年における離婚の急増等母子家庭等をめぐる諸状況の変化にかんがみ、母子家庭等の自立を促進するため、総合的な母子家庭等対策を推進する一環として、子育て支援の充実、就業支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 子育て支援の充実

市町村は、保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならないこととする。また、保護者の疾病等の場合に児童の保護を行う子育て短期支援事業を法定化するとともに、母子家庭等に対する日常生活支援事業の充実を図ることとする。

2 就業支援の強化

都道府県は、母子家庭の母等の雇用の促進を図るため、母子福祉団体との連携の下に、就職に関する総合的な支援を行うことができることとする。また、都道府県等は、母子家庭の母の雇用の安定及び就職の促進を図るため、母子家庭の母又は事業主に対し、母子家庭自立支援給付金を支給することができることとする。

3 扶養義務の履行の確保

母子家庭等の児童の親は、扶養義務の履行に努めるとともに、当該児童を監護しない親の扶養義務の履行の確保に努めることとする。また、国及び地方公共団体は、その履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

4 母子寡婦福祉貸付制度の拡充

母子寡婦福祉貸付金の貸付対象として、母子家庭の児童本人及び母子家庭の自立の促進を図るための事業を行う母子福祉団体を追加するとともに、特定の貸付金の貸付けを受けた者について、所得の状況等によりその一部の償還を免除できることとする。

5 児童扶養手当制度の見直し

児童扶養手当の受給開始から5年間を経過した場合には、3歳未満の児童を監護する者、障害者等に適切な配慮をしつつ、手当額の一部を支給しないこととする。また、手当の受給資格の認定の請求期限を5年間とする規定を廃止することとする。

6 国及び地方公共団体における総合的な施策の推進

厚生労働大臣は、母子家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針を定めることとし、都道府県等は、基本方針に即し、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表することとする。

7 施行期日等

(1) この法律は、平成15年4月1日から施行する。

(2) 政府は、母子家庭等の児童の親の扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

1 母子家庭の経済的自立を図るため、母子家庭の母の状況に応じた職業能力の開発や就業あっせん等の就労支援策を、就職に結びつくよう効果的に進めるとともに、母子家庭の母に対する雇用の場の創出に努めること。

2 母子家庭の母を含め、いまだ不十分な女性の就業環境の整備を図るため、男女の雇用機会均等の確保のための施策を充実するとともに、保育所の一層の整備等、職業生活と家庭生活の両立支援策を更に拡充すること。

また、パートタイム労働者等に対する公正な処遇を行うためのルールの確立に向けて、法制化も含めた早急な検討を進めること。

3 母子家庭等の児童に対する扶養義務の履行を確保するため、養育費支払等に関する広報・啓発活動の促進、養育費に関するガイドラインの策定等必要な措置を講ずるとともに、扶養義務の履行を確保する施策の在り方について引き続き検討すること。

また、民事執行制度の見直しにおいては、少額定期給付債務である養育費について、母子家庭の実情を踏まえ、簡易な手続きで将来発生する債務の差押えが行えるよう配慮すること。

4 児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合の手当の一部支給停止に係る政令を定めるに当たっては、事前に母子福祉団体など幅広く関係者の意見を聞くとともに、改正法施行後における子育て・生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支援策等の各種対策の進展状況、離婚の状況、扶養義務の履行の状況及び受給資格者の就職の状況などを十分踏まえて行うこと。

また、児童扶養手当の所得制限についても、社会経済情勢や母子家庭の状況等を十分に勘案しながら、適切に設定すること。

なお、児童扶養手当に係る認定の請求及び現況の届出等に際して、請求者等のプライバシー等人権に配慮した対応がなされるよう、関係職員の研修等に努めること。

5 母子家庭の居住の安定の確保については、地方公共団体と連携を図りつつ母子家庭に対する公営住宅の優先入居を推進する等、公営住宅の積極的な活用が図られるよう努めること。

また、賃貸住宅に入居する場合の家賃保証については、民間の家賃保証サービスの実施状況等を踏まえ、必要な施策について検討すること。

右決議する。

独立行政法人国立病院機構法案（第154回国会閣法第83号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除く国立病院・療養所を独立行政法人に移行することが決定されたことから、当該独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 名称・目的等

- (1) 国立病院・療養所が移行する法人の名称を独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を目的として、医療の提供、調査及び研究等の業務を行うこととする。
- (3) 機構は、独立行政法人通則法に規定する特定独立行政法人とし、その役職員には国家公務員の身分を付与する。

2 資本金

機構の資本金は全額政府出資とし、その額は、機構が国から承継する固定資産等の価額から負債の価額等を差し引いた額とする。

3 役員

機構に役員として、理事長、監事、副理事長、常勤及び非常勤の理事を置くこととし、その定数等を定めることとする。

4 施設別財務書類

機構は、毎事業年度、施設ごとにその財務に関する書類を作成し、これを厚生労働大臣に提出するとともに、独立行政法人評価委員会の意見聴取を経て、一般の閲覧に供しなければならないこととする。

5 長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券

機構は、長期借入金や債券発行ができることとするとともに、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、これらに係る債務を保証できることとする。

6 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

厚生労働大臣は、災害の発生や公衆衛生上の重大な危害の発生等の緊急の事態に対処するため、機構に対し、必要な業務の実施を求めることができることとする。

7 その他

- (1) 国立病院特別会計について、国立高度専門医療センターを経理する特別会計として再編し、名称を国立高度専門医療センター特別会計とするとともに、所要の経過措置を設けることとする。
- (2) 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律を廃止し、所要の経過措置を設けることとする。

8 施行期日

この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、7については、同日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 独立行政法人への移行に当たっては、制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すとともに、業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、独立行政法人が担う政策医療及び独立行政法人の経営状況を国民に明らかにすること。
- 2 独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務や事業の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

- 3 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了後に、業績評価を踏まえ、再編を含めた業務の見直しを行うこと。
- 4 独立行政法人に対する財源措置については、その経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にするとともに、政策医療が円滑に実施できるよう配慮すること。また、剰余金の取扱いについては、使途に疑念が生じることがないように厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保させるときは、その理由を明らかにすること。
- 5 職務の困難性にかんがみ、新たに設立される独立行政法人の役員は適材適所で起用し、既得権化しないようにすること。
- 6 役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させ、国民の理解を得るよう努めること。また、職員の国の期間に係る退職手当の財源については、運営費交付金の中で措置されるよう検討すること。
- 7 各独立行政法人病院の医師の人事については、医師採用の全国公募等も考慮し、独立行政法人本部が責任を持って行うこと。
- 8 独立行政法人への移行に当たっては、健全な労使関係の確立に努めること。
- 9 独立行政法人移行後においても、地域と協調し、病診連携と病病連携を図り、地域の実情に応じた医療の提供に努めるとともに、各独立行政法人病院に拠点的な政策医療の機能を付加し、それを中心とする政策医療ネットワークの整備を行うこと。また、小児救急など必要な医療を政策医療に位置づけることを検討すること。
- 10 施設整備については、透明性・効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止する観点から、次の措置を講ずること。
 - (1) 営繕関係職員の利害関係企業への再就職のあっせんを行わないとともに、利害関係企業に再就職している元の営繕関係職員の営業活動への対応を行わないこと。
 - (2) 談合通報の受付窓口の設置、利害関係企業職員等の利害関係者との接触の限定、入札前の事業者との接触に関するルール化（事前届出、オープンな場所での実施、応接記録作成）、工事予定情報の閲覧窓口の設置（営繕関係以外の部署及びウェブサイトでの公開）、営繕関係職員の幅広い人事交流の検討。
- 11 計画された国立病院・療養所の再編成については、独立行政法人移行後においても、地元地方公共団体等関係者の理解を得ながら計画的かつ着実に実施していくこと。
- 12 地域医療の在り方を考える中で、公的病院の在り方について検討すること。
右決議する。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案（衆第5号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本邦に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本邦における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情にかんがみ、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とする。

2 定義

(1) この法律において、「被害者」とは、北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいい、認定に当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

(2) 「被害者の配偶者等」とは、被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び孫であって被害者でないものをいい、「被害者の家族」とは、被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

3 国等の責務

(1) 国は、安否が確認されていない被害者及び被害者の配偶者等の安否の確認並びに被害者及び被害者の配偶者等の帰国又は入国のため、最大限の努力をするものとする。

(2) 国及び地方公共団体は、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等（以下「帰国被害者等」という。）を支援するため、有機的連携の下に必要な施策を講ずるとともに、被害者及び被害者の配偶者等の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする。

4 帰国等に伴う費用

国は、北朝鮮に居住する被害者又は被害者の配偶者等が帰国し、又は入国する場合には、内閣府令で定めるところにより、当該帰国又は入国に伴い必要となる費用を負担する。

5 拉致被害者等給付金等の支給

(1) 国は、帰国被害者等が本邦に永住する場合には、当該帰国被害者等に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の自立を促進し、生活基盤の再建又は構築に資するため、拉致被害者等給付金を、5年を限度として、毎月、支給する。

(2) 国は、被害者の配偶者等が北朝鮮内にとどまっていること等帰国した被害者が永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められる間は、当該被害者に対し、内閣府令で定めるところにより、本邦に滞在している間の生活を援助するため、滞在援助金を、毎月、支給する。

6 生活相談等

国及び地方公共団体は、帰国被害者等が日常生活等を円滑に営むことができるようにするため、これらの者の相談に応じ必要な助言を行うこと、日本語の習得を援助すること等必要な施策を講ずるものとする。

7 住宅の供給の促進

国及び地方公共団体は、帰国被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅等の供給の促進のために必要な施策を講ずるものとし、地方公共団体は、公営住宅の供給を行う場合には、帰国被害者等の居住の安定が図られるよう特別の配慮をするものとする。

8 雇用の機会の確保

国及び地方公共団体は、帰国被害者等の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせん等必要な施策を講ずるものとする。

9 教育の機会の確保

国及び地方公共団体は、帰国被害者等が必要な教育を受けることができるようにするため、就学の円滑化、教育の充実等のために必要な施策を講ずるものとする。

10 国民年金の特例

帰国した被害者に係る拉致された日以降の期間であって政令で定めるものについては、国民年金の被保険者期間とみなし、国は、その期間に係る当該帰国した被害者の保険料に相当する費用を負担する。

11 施行期日等

この法律は、平成15年1月1日から施行する。また、この法律の規定については、施行後3年を目途として実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第154回国会衆第43号）

【要旨】

本法律案は、社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化にかんがみ、国民の利便性の向上等に資するため、社会保険労務士法人制度の創設、社会保険労務士の業務の見直し等を行うものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 社会保険労務士法人制度の創設

- (1) 社会保険労務士は共同して社会保険労務士法人（以下「法人」という。）を設立することができるものとする。
- (2) 法人は、その名称中に社会保険労務士法人という文字を使用しなければならないものとする。
- (3) 法人の社員は、社会保険労務士でなければならないものとし、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うものとする。
- (4) 法人の事務所には、社員を常駐させなければならないものとする。
- (5) 法人は、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会の会員となるものとする。
- (6) 法人について、合名会社に関する商法の規定等を準用するものとする。

2 社会保険労務士の業務の見直し

- (1) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の紛争調整委員会における個別労働紛争のあっせんについて、紛争当事者の代理を行うことを社会保険労務士の業務に加えるものとする。
 - (2) 社会保険労務士が業務を行い得ない事件について規定するとともに、非社会保険労務士との提携を行うことを禁止することとする。
- 3 社会保険労務士会等の会則に関する規定の見直し
社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会の会則の記載事項から、開業社会保険労務士の受ける報酬に関する規定を削除するものとする。
- 4 施行期日
この法律は、平成15年4月1日から施行する。ただし、3については、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（11件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
28	独立行政法人労働者健康福祉機構法案	衆	14. 10.21	14. 11.20	14. 12.5 可決 附帯	14. 12.6 可決	14. 11.7 特殊法人	14. 11.18 可決 附帯	14. 11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
29	独立行政法人福祉医療機構法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
30	独立行政法人労働政策研究・研修機構法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
31	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
32	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
33	独立行政法人雇用・能力開発機構法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
34	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
35	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案	衆	10.21	11.20	12.12 可決 附帯	12.13 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
36	社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
154 回 66	母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案	衆	14. 3. 12	14. 11. 13	14. 11. 21 可決 附帯	14. 11. 22	14. 10. 18 厚生労働	14. 11. 8 可決 附帯	14. 11. 12 可決
○14. 11. 13 参本会議趣旨説明 ○第154回国会 14. 5. 17 衆本会議趣旨説明									
154 回 83	独立行政法人国立病院機構法案	衆	3. 26	12. 4	12. 12 可決 附帯	12. 13 可決	10. 18 厚生労働	11. 27 可決 附帯	11. 28 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（2件）

※は衆院への送付月日

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
5	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案	厚生労働委員長 坂井 隆憲君 (14. 11. 27)	14. 11. 27	14. 11. 28	14. 11. 27 (予備)	14. 12. 3 可決	14. 12. 4 可決			14. 11. 28 可決
154 回 43	社会保険労務士法の一部を改正する法律案	厚生労働委員長 森 英介君 (14. 7. 17)		※ 11. 13	7. 30	11. 7 可決	11. 13 可決	11. 13 厚生労働	11. 15 可決	11. 19 可決

(5) 委員会決議

—— 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の在り方に関する決議 ——

政府は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構については、次の事項に十分配慮し、国民の生命と安全を守るために万全を期すべきである。

- 1 機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることのないよう、役職員の採用及び配置に関し、適切な措置を講ずること。
- 2 研究開発振興業務については、機構を審査関連業務、安全対策業務及び健康被害救済業務に専念させるとともに、その一層の効果的展開を図る観点から、早急に同機構の業務から分離すること。
- 3 医薬品等の安全性を確保するため、審査を厳格に行うとともに、安全対策業務の実施に当たっては、医薬品の副作用等による健康被害の拡大を防止するため、迅速かつ的確に対応すること。
- 4 健康被害救済業務については、医薬品等による健康被害を受けた者の団体等との連携を図りつつ、現行の医薬品副作用被害救済制度の充実や、新たに実施する生物由来製品感染等被害救済制度の円滑な施行に努めること。

右決議する。